債権放棄を伴う計画　Ｑ＆Ａ

産業競争力強化法（以下「強化法」といいます。）の事業再編計画、特別事業再編計画が、産業競争力強化法施行規則第１２条第３項の「債権放棄を伴う資金に関する計画」に該当する場合（以下「債権放棄を伴う計画」といいます。）について、実務運営が円滑になされることを目的としてＱ＆Ａを作成致しました。

経済産業省経済産業政策局 産業再生課

（提出書類及び報告書類）

Ｑ１： 申請時の提出書類や報告書類が通常の計画の場合と異なっているとのことですが、
(1)　その概要を教えてください。
(2)　何故、通常の計画に比べて厳格な規定がおかれているのですか？

【Ｑ１－(1)】　その概要を教えてください。

【 Ａ 】

債権放棄を伴う計画については、通常の計画の場合と比較して、以下の書類が提出や報告の際に追加されます。

＜申請時の追加提出書類・・産業競争力強化法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第１２条第３項＞

① 資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書
② 債権放棄に合意した債権者の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類
③ 債権放棄に合意した個々の債権者の債権放棄額及び債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類
④ 債権放棄に合意した債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類
⑤ 減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類
⑥ 当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

＜報告時の追加提出書類＞

⑦ 債権放棄合意日以後一月以内の一定の日における財産目録、貸借対照表及び当該一定の日を含む事業年度開始の日から当該一定の日までの損益計算書（再建計画の決定に伴い、一般に公正妥当な会計処理にしたがって必要とされる評価損の計

上その他適切な会計処理を反映したものに限る。）を債権放棄合意日以後四月以内に提出する（施行規則第４８条第２項)。

⑧　年次報告（事業年度終了後三月以内に提出；施行規則第４８条第１項）には、貸借対照表及び損益計算書（資金計画を含む認定計画の報告にあっては、公認会計士又は監査法人の監査を受けているものに限る。）を添付する（施行規則第４８条第４項)。

⑨　四半期ごとの実施状況を報告する（速やかに提出；施行規則第４８条第３項)。なお、売上の推移、有利子負債の残高の推移を添付する（施行規則第４９条)。

上記の①～⑧（⑨は省略）の提出スケジュールは以下の通りです(３月決算を想定)。

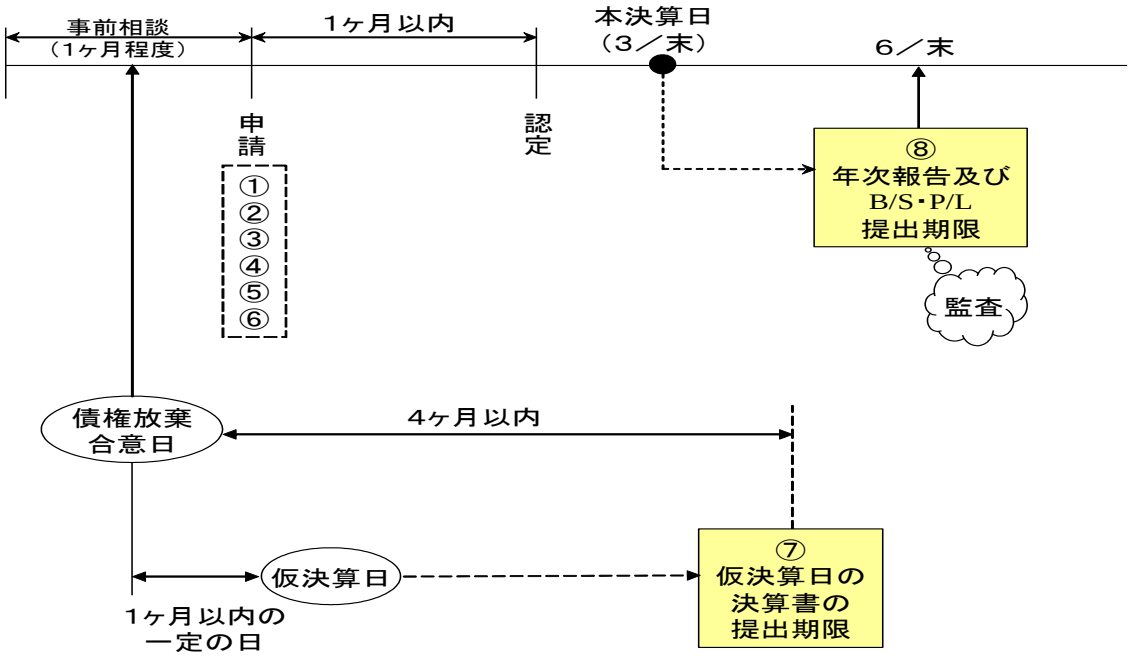

【Ｑ１－(2)】　何故、通常の計画に比べて厳格な規定がおかれているのですか？

【　Ａ　】

強化法は認定基準として財務指標を用いており、債権放棄を伴う計画であっても認定基準を充たす場合には、事業者の前向きな取り組みに対して会社法上の特例・税法上の措置等の支援を行うこととしています。しかしながら、債権放棄を受ける計画を提出する事業者は、通常の案件に比べて企業の財務基盤の安定性に大きな懸念がある可能性が高いため、事業再編計画や特別事業再編が「円滑かつ確実に実施されると見込まれる」という計画の認定要件について特に慎重な審査を行う必要性が高いと考えられます。申請時に提出書類を追加しているのはこのような理由によります。

また、債権放棄を伴う計画の認定事業者は事業再生の緒に就いたところであり、通常の案件に比して環境変化に応じて計画の修正を余儀なくされる局面が高いものと想定

されます。強化法においては、計画が認定要件に適合しないものとなったと認めるとき等に、主務大臣が計画変更の指示・認定の取消しを行えることとなっておりますが、当該認定事業者のおかれている状況に鑑み、かかる判断をより適時、適切に行えるよう報告書類を追加してモニタリング体制を強化したものです。

（専門家による調査報告書）

Ｑ２： 申請書に「専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書」を添付しなければならないということですが、

(1) 専門家による調査報告書はどのようなものを想定しているのでしょうか？

(2) 専門家に資格要件はあるのでしょうか？

【Ｑ２－(1)】専門家による調査報告書はどのようなものを想定しているのでしょうか？

【 Ａ 】

私的整理ガイドラインにおいて債権者会議で専門家アドバイザーが選任されたときは、財務諸表や会社の作成する再建計画案に関し、専門家の視点からその内容等の調査・報告が行われます。強化法の「専門家による調査報告書」は、私的整理ガイドラインで作成される専門家アドバイザーによる調査報告書を想定して規定したものです。

強化法の債権放棄を伴う計画においては、債権者及び債務者の合意を前提にしていますが、さらに「専門家による調査報告書」の提出を求めることにより、企業再建に係る専門家の関与を義務づけて再建計画の客観性・確実性を高めることを目的としています。同時に、この報告書は計画期間中において計画と乖離した場合等に主務大臣が適切な計画変更の指示・認定の取消しを実施するための判断資料としての位置づけを有しており、計画に対するモニタリングの基礎資料となるものです。

私的整理ガイドラインにおける専門家アドバイザーによる調査報告書では、会社の概況、財産及び損益の状況の推移、経営が困難になった原因、実態的な会社財産の状況、再建計画の具体的内容（経営困難に陥った原因の除去を含む）、資産・負債・損益の今後の見通し等が記載されるのが一般的であると思われます。強化法の「専門家による調査報告書」は、計画期間中のモニタリングの基礎としての位置づけを有しておりますので、私的整理ガイドラインにおける場合と同様に、少なくとも上記項目の記載が通常必要となるものと思われます。

【Ｑ２－(2)】専門家に資格要件はあるのでしょうか？

【 Ａ 】

私的整理ガイドラインでは、債権者会議において公認会計士や弁護士等を専門家アド

バイザーに選任することが予定されています。強化法においても企業再建の実務に精通したこれらの有資格者が調査報告書の作成に携わる局面が多いものと思われます。これに加え、昨今は企業再建ビジネスの広がりとともに様々なバックグラウンドを持った人材がこの分野で専門性を発揮しています。
強化法に規定する「専門家」は、施行規則にあるように「事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者」、すなわち再建計画全体について企業再建の専門家として総合的な検証ができる者であり、特に資格を要件とはしていません。

（仮決算）

Ｑ３：　資金計画に係る債権放棄について債権放棄に合意した債権者との間で合意した日（以下「債権放棄合意日」といいます。）以後一月以内の一定の日における財産目録、貸借対照表及び事業年度開始の日から当該一定の日までの損益計算書（一般に公正妥当な会計処理にしたがって必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る。）を当該債権放棄合意日以後四月以内に主務大臣に提出しなければならない、として仮決算を義務づけておりますが、

(1)　債権放棄合意日とは具体的にどのような日を指すのですか？
(2)　債権放棄合意日以後一月以内の一定の日とは、どのような日を想定しているのですか？
(3)　仮決算を行うのはどのような理由によるのですか？
(4)　「一般に公正妥当な会計処理にしたがって必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る」とはどういう意味ですか？
(5)　仮決算においては、実地棚卸等、期末決算と同様の決算手続きが必要となるのですか？
(6)　仮決算においても監査は必要となるのですか？
(7)　財産目録はどのような内容のものを提出すればよいのですか？

【Q3－(1)】　債権放棄合意日とは具体的にどのような日を指すのですか？

【 Ａ 】

債権放棄を伴う計画においては、申請時に債権放棄の合意書面を提出する必要があります（【Ｑ１－(1)】参照）。通常は、この合意書面に記載された日が債権放棄の合意日となります。しかしながら、実際には、複数の債権者から異なる日付で合意書面を入手している場合、債権放棄の実行にあたって一定の行為の遂行が条件となっている場合、大筋で合意しているものの変動的な要素を残している場合等、いつを合意日とするか判断に迷うケースもあります。このような場合は、事業再編計画（特別事業再編計画）の円滑かつ確実な実施という認定要件（債権放棄の内容の変更に伴い計画の大幅な見直しが行われるか否か）と仮決算を行う理由（【Ｑ３－(3)】参照）を総合的に勘案して実質

的な合意日を決めることになります。

【Q3－(2) 】 債権放棄合意日以後一月以内の一定の日とは、どのような日を想定しているのですか？

【 Ａ 】

会社更生法や民事再生法においては、手続開始時点の財産状況を明らかにするために開始決定日を基準日として財産評定を行うこととされています。強化法の仮決算もモニタリングの開始時点の財政状況を明らかにする資料として作成を求める（【Ｑ３－(3)】参照）という点で同様の趣旨を有しておりますが、仮決算基準日を「一月以内の一定の日」と規定して基準日に一定の幅を持たせることにより、認定事業者の決算事務の負担軽減を図っています。これにより、認定事業者は基準日として「一月以内の一定の日」である月次決算日を選択することが可能になりますので、通常は月次決算日を仮決算基準日とするものと思われます。

【Q3－(3) 】 仮決算を行うのはどのような理由によるのですか？

【 Ａ 】

強化法は、申請日の直近決算日における財務指標を基礎に計画終了時における当該指標の改善目標を認定基準としています。しかしながら、債権放棄を伴う計画の場合は、事業継続の危機に瀕している状況にあるため、再建計画において今後事業の用に供さない資産の処分等の計画が織り込まれ、申請の直前事業年度と財務諸表作成のための前提が大きく乖離することが通常であると想定されます。

仮決算は、計画期間中におけるモニタリングの開始時点において、財務諸表作成の前提変化の影響を排除した貸借対照表及び損益計算書を作成することにより、認定事業者の財務指標向上のための取り組みについて、実質的な達成状況をモニタリングする基礎として必要となります。

【Q3－(4) 】 「一般に公正妥当な会計処理にしたがって必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る」とはどういう意味ですか？

【 Ａ 】

債権放棄を伴う計画の場合は、再建計画の策定によって財務諸表の前提が申請日の直前決算日と変わってしまうことが想定されます（【Q3－(3) 】参照)。また、監査を受けていない会社については、申請の直前事業年度における財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがって作成されていないことも考えられます。

債権放棄を伴う計画においては、監査を受けた貸借対照表及び損益計算書の提出が必要となりますので、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表の作成が求められます。仮決算における貸借対照表及び損益計算書は、認定後のモニタリ

ング手続のうち、開始時点における報告書類として位置づけられるものであり、その後のモニタリングとの比較可能性が保てるように、同様の基準に準拠して作成される必要があります。また、抜本的な事業の絞り込みが行われる場合、撤退予定資産・事業について評価損や引当金の計上が必要になるのが通常です。施行規則において「一般に公正妥当な会計処理にしたがって必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る」と記載しているのは、これを確認的に示したものです。

なお、仮決算に反映する評価損の範囲は、再建計画を受けて仮決算基準日において計上しなければならない評価損を想定しています。したがって、例えば、再建計画において処分予定とした資産であっても、状況によっては継続使用する可能性も相当程度残されている場合等、会計上は損失計上が時期尚早であると判断されるものまで仮決算に反映を求めるものではありません。

【Q3－(5)】 仮決算においては、実地棚卸等、期末決算と同様の決算手続きが必要となるのですか？

【 A 】

仮決算における貸借対照表及び損益計算書は、債権放棄を伴う計画において実質的な達成状況をモニタリングするための基礎として作成を求めているものです。したがって、

例えば、従来から受払記録に十分な信頼性があり、過去において帳簿記録と実地棚卸の集計結果に大きな差異が生じていなかった場合には、実地棚卸を行わなくてもモニタリングの基礎としての信頼性を確保することができるものと思われます。このような場合においては、必ずしも実地棚卸を行う必要はなく、減価償却や経過勘定等を反映した月次決算の帳簿記録を基礎に、再建計画の決定に従って必要とされる評価損や引当金等を織り込んで、貸借対照表及び損益計算書を作成することも認められます。

【Q3－(6)】 仮決算においても監査は必要となるのですか？

【 A 】

仮決算における貸借対照表及び損益計算書は、モニタリング開始時の報告書類であり、その後のモニタリングにおいて、年度毎に提出される監査を受けた貸借対照表及び損益計算書との比較可能性を確保する必要がありますので、本来的には、公認会計士又は監査法人の監査を受けることが望ましいと言えます。

しかしながら、

- 年度毎の監査に加えて仮決算に監査を要求することは認定事業者にとって過度の負担となる
- 仮決算においては通常の決算手続によらない簡便な手続に基づく貸借対照表及び損益計算書の作成も認められるが、このような貸借対照表及び損益計算書は公認会計士又は監査法人の監査対象となり得ない場合がある

といった点を考慮して、施行規則において公認会計士又は監査法人の監査を受けることを規定しておりません。

このような理由から、仮決算における貸借対照表及び損益計算書に対して公認会計士又は監査法人の監査を受けることを要求していませんが、その後のモニタリングにおける比較可能性の観点から、監査を担当する公認会計士又は監査法人と仮決算に係る会計処理についての十分な摺り合わせを行っておく必要があるものと思われます。

【Q3－(7)】 財産目録はどのような内容のものを提出すればよいのですか？

【 A 】

施行規則において提出を求めている財産目録とは、貸借対照表の資産・負債に関する勘定明細を意味しています。仮決算に基づく貸借対照表及び損益計算書には監査を義務づけておりませんので、認定事業者が実際に決算作業を行ったことを主務大臣が確認するために財産目録の提出を求めています。

これに加えて、当該手続はその後のモニタリングに資するために、再建計画の内容がモニタリング開始時の財務諸表にどう反映されているのかを確認する目的も有しております。したがって、再建計画の決定に基づいて特別に行われた重要な会計処理については、勘定明細に注記する等、その処理の内容を示すことが必要となります。

（公認会計士又は監査法人の監査）

Ｑ４： 債権放棄を伴う計画については、年次報告にあたって、公認会計士又は監査法人の監査を受けた貸借対照表及び損益計算書を添付することとされていますが、強化法上、報告義務対象として必要な書類は、具体的にはどのようなものになりますか？

【 A 】

強化法施行規則第４８条第４項において、債権放棄を伴う計画の場合の報告義務対象として求めている書類とは、一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠して作成された貸借対照表及び損益計算書、当該貸借対照表及び損益計算書が監査証明を得ているものであることを裏付けるための公認会計士又は監査法人の監査報告書、の３点になります。

① 金融商品取引法や会社法に基づく監査を受けている場合

すでに金融商品取引法または会社法に基づいて監査を受けている場合には、監査の対象となった財務諸表又は計算書類（附属明細書を含む。）と、これについての公認会計士又は監査法人の監査報告書を提出してください。年次報告にあたって、監査報告書を別途用意する必要はありません。

② 金融商品取引法や会社法に基づく監査を受けていない場合

一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠して、会社法の会計監査人設置会社に対して求められる計算書類を作成し、これについての公認会計士又は監査法人の監査報告書と

ともに提出してください。

なお、監査上の取扱いについては、平成26年6月3日付けで日本公認会計士協会より公表されております、監査・保証実務委員会実務指針第89号「産業競争力強化法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い」を参考に御対応ください。（公認会計士協会HP：http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/8927.html）

③　監査意見について

債権放棄を伴う計画の実施状況報告において監査を受けた貸借対照表及び損益計算書の提出を求めたのは、この計画についてのモニタリング強化を目的としたものです。また、強化法においては、財務数値を生産性の向上等の測定指標としており、モニタリングの過程においても当該指標がフォローアップされます。提出される貸借対照表及び損益計算書はモニタリングに資するものでなくてはなりませんので、原則として無限定適正意見が必要となります。

ただし、認定事業者が認定時に監査を受けていない場合、期首残高に対する監査手続の制約が監査報告に影響することがあります。日本公認会計士協会から公表されております、監査・保証実務委員会実務指針第89号「産業競争力強化法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い」において、このような場合における限定付適正意見を表明する場合の監査報告書の文例が示されていますので、当該文例を参考に御対応ください。

この他、財務諸表監査においては会社の責に帰さない特段の事情により限定等が付されることも考えられますが、その場合の認定の取消しや罰則規定の適用の判断は、個別に行われることとなります。なお、不適正意見や財務諸表について意見を表明しない旨の記載がある監査報告書は、モニタリングに資するとは言えないため、原則としてＱ５の取扱いの対象となります。

（罰則規定等）

Ｑ５：　年次報告の提出が行われなかった場合や監査を受けた貸借対照表及び損益計算書の添付がない場合等には、認定の取消しや罰則規定が適用されるのでしょうか？

【　Ａ　】

仮決算に基づく財産目録、貸借対照表、損益計算書の提出及び監査を受けた貸借対照表、損益計算書の提出については、それぞれ施行規則第４８条第２項及び第４項に規定されています。これらは、強化法第１４４条第１項に基づいて主務大臣が求める報告の一環であり、提出が行われなかった場合には強化法第１５６条第３項に規定する罰則の対象となります。

また、強化法第２４条３項は変更の指示または認定の取消しを規定しています。前段の書類の提出が行われない場合や、認定事業者が回避できたにも関わらず不適正意見や意見不表明の記載がなされた監査報告書が提出された場合等、計画の遂行状況を判断す

ることができないときには、その程度のいかんにより、この規定に基づいて認定が取り消されることがあります。

（資産評価損の損金算入：総則）

Ｑ６： 債権放棄を伴う計画においては、通常、事業や施設等の抜本的な絞り込みが行われ、今後事業の用に供さない資産を処分することが想定されますが、そのような資産については、会計上、その評価損の計上が必要になります。このように債権放棄を伴う計画の作成において資産評定が行われ、当該資産の評価換えをした場合には、当該評価換えに係る評価損の額は損金の額に算入されるのでしょうか？

【 Ａ 】

法人税法では、原則として、資産の評価損は、損金の額に算入しないこととされていますが（法人税法 33①）、内国法人の有する資産につき、一定の事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうちその評価換えの直前の帳簿価額とその評価換えをした事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、損金の額に算入するとされています（法人税法 33②）。

この場合の一定の事実とは、物損等の事実及び法的整理の事実（更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実をいいます。以下同じ。）とされているところ（法人税法施行令 68①）、この「法的整理の事実」として、民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、同法第 124 条第１項（財産の価額の評定等）の評定が行われることが例示されています（法人税基本通達９－１－３の３）。これは、民事再生法における評定も会社更生法における評定と同様に、裁判所という公的機関の関与を含めた一連の法的手続の下、その手続開始後遅滞なく、対象者（民事再生法の場合は再生債務者）に属する一切の財産につき、手続開始の時における価額を評定しなければならないとされていることによるものと考えられます。

また、産業活力再生特別措置法（以下「旧産活法」といいます。）の規定による債権放棄を含む事業再構築計画等が認定された場合には、第三者による債務者の資産の再評価を行って財産目録及び貸借対照表を主務大臣に提出することとされていますが、平成15年４月17日付国税庁文書回答（「産業活力再生特別措置法において債権放棄を含む計画が認定された場合の資産評価損の計上に係る税務上の取扱いについて」）を踏まえると、この場合の評定についても、民事再生法の規定による再生手続開始の決定の場合と同様に、「法的整理の事実」に該当するものと考えられます。さらには、平成29年８月１日付国税庁文書回答（「農業競争力強化支援法において債権放棄を伴う事業再編計画が認定された場合の資産評価損の計上に係る税務上の取扱いについて」）では、農業競争力強化支援法において債権放棄を伴う事業再編計画の認定に伴い、当該計画の作成に

おいて資産評定が行われることは、「法的整理の事実」に該当するとの考えが示されています。

このように、法的整理の事実が生じた場合に評価損の損金算入を認めているのは、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定などがあったことにより、法令の規定に基づいて資産評定が行われた上で、会社更生法の規定に基づき又は再生手続など一連の法的手続の下、会社法及び企業会計に基づき資産の評価換えが行われるものについては、評価損計上の任意性が排除されるという理由によるものと考えられます。

上記のように、法人税法施行令第 68 条第 1 項に規定する「法的整理の事実」には、民事再生法の規定による再生手続開始の決定があった場合や旧産活法の規定による債権放棄を含む事業再構築計画等が認定された場合などのそれぞれの評定が該当するところ、強化法の規定による債権放棄を伴う計画の認定に際しては、主務大臣という公的機関の関与を含めた一連の法的手続の下、事業者の再建をその内容に含む事業再編計画の作成において、事業再編対象事業者又は特別事業再編事業者（申請者）に属する一切の財産につき、評定を行うことが義務付けられていることからすれば、この評定は、会社更生法等、民事再生法、旧産活法及び農業競争力強化支援法に係る評定と同様に、事業者の再建の一環として公的機関の関与を含めた一連の法的手続に従って強制的に行われるものと考えられます。したがって、債権放棄を伴う計画の認定に伴い、当該計画の作成において資産評定が行われることは、法人税法施行令第 68 条第 1 項に規定する「法的整理の事実」に該当するものと考えられます。

また、債権放棄を伴う計画が認定された場合には、公的機関の関与を含めた一連の法的手続の下、一般に公正妥当な会計処理に従って資産の評価換えをして損失計上が行われるため、評価損計上の任意性が排除されるものと考えられます。さらに、この要請に従わない場合には、認定を取り消すなどしてその実行性を担保する仕組みとされています。

以上のことからすれば、主務大臣の認定を受けた債権放棄を伴う計画の作成において資産評定が行われた場合には、法的整理の事実が生じたと認められ、当該資産の評価換えをして評価損を計上したときには、当該評価損の額は損金の額に算入されると考えられます。

（注 1）法人税法第 33 条第２項の規定を適用する場合における「評価換えをした事業年度終了の時における当該資産の価額」は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額によることとなります（法人税基本通達 9-1-3）。

（注 2）金銭債権については、法人税法第 33 条第２項の評価換えの対象となりませんので御留意ください（法人税基本通達 9-1-3 の 2)。

（資産評価損の損金算入：個別）

Ｑ７：(1)債権放棄を伴う計画が認定された場合には、一般に公正妥当な会計処理（固定資産の減損に係る会計基準（以下「減損会計」といいます。）など）に従って資産の評価換えをして損失計上が行われます。減損会計においては、減損損失を認識すべきであるとされた資産又は資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額するものとし、この回収可能価額として正味売却

【Ｑ７－(1)】債権放棄を伴う計画が認定された場合には、一般に公正妥当な会計処理（減損会計など）に従って資産の評価換えをして損失計上が行われます。減損会計においては、減損損失を認識すべきであるとされた資産又は資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額するものとし、この回収可

能価額として正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を採用すると規定しています。ところで、回収可能価額として正味売却価額を採用する場合は、その算定において時価から処分費用見込額を控除して算定するとされていますが、この処分費用見込額を控除することについての税務上の取扱いはどのようになるのでしょうか？

【Ａ】

減損会計においては、回収可能価額として使用価値と正味売却価額のいずれか高い方の金額を採用することが認められていますが、この正味売却価額による場合には、その算定に当たって時価から処分費用見込額を控除するものとされており、当該処分費用見込額を控除することによって、税務上、有税の引当金の性格を有する費用を計上することになってしまうとも考えられます。このため、会計上、帳簿価額と正味売却価額の差額を減損損失として計上していたとしても、税務上、有税の引当金の性格を有する費用に当たる部分は、税務上も認め得る資産の評価損に該当せず、これを自己否認する必要があると思われますので、特に注意が必要です。

【Ｑ７－(2)】 仮決算と資産評価損の損金算入の関係を教えてください。

【Ａ】

強化法の債権放棄を伴う計画においては、仮決算における貸借対照表・損益計算書等をモニタリングの開始資料として位置づけており、その後、年度毎に提出される貸借対照表・損益計算書によって認定計画の達成状況をフォローすることとしています。このように位置づけられた仮決算における貸借対照表・損益計算書は、強化法のモニタリング目的においてのみ利用されるものです。

ところで、Ｑ６のとおり、主務大臣の認定を受けた債権放棄を伴う計画の作成において資産評定が行われた場合には、法人税法施行令第 68 条第１項の「法的整理の事実」が生じたと認められ、主務大臣という公的機関の関与（継続的なモニタリング）を含めた強化法に定める会社再建のための一定の手続により、確定した決算において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計上する必要が生じる資産の評価損を計上したときには、その評価損を損金算入の対象とするものです。したがって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計上する必要が生じるものである限りにおいて、仮に、仮決算時に未計上で確定した決算において評価損が計上された場合や仮決算時の評価損計上額と確定した決算における評価損計上額が異なった場合であっても、上記のような強化法の手続に従い、確定した決算において計上された資産の評価損が損金算入の対象となると考えられます。

【Ｑ７－(3)】 再建計画において資産の評価損（減損損失）の計上を見込み、認定を受けた事業年度において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って

評価損（減損損失）を計上しました。ところで、その後の事業年度において、改めて当該基準に従ったところ、追加的に資産の評価損（減損損失）を計上する必要が生じてしまったのですが、この資産の評価損（減損損失）の損金算入が認められるのは認定を受けた事業年度に限られるのでしょうか？

【Ａ】

債権放棄を伴う計画が認定された場合には、公的機関の関与を含めた一連の法的手続の下、一般に公正妥当な会計処理に従って資産の評価換えをして損失計上する必要があります。

ところで、再建計画の実行過程において当初想定していなかった事象が判明又は発生した時や、債権放棄合意後に企業環境を取り巻く状況の変化があった場合等、再建計画に重要な修正もしくは追加が行われたことに伴い、計画変更の申請を行う必要性が生じるとともに、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って追加的に評価損（減損損失）が計上されることもあり得ます。

このように、認定を受けた事業年度の翌期以降において、何らかのやむを得ない事情によって会計上の資産の評価損（減損損失）を計上しなければならないこととなる場合も考えられ、この際の税務上の取扱いがどうなるのか疑問が生じます。

ところで、債権放棄を伴う計画について資産評価損の損金算入が認められるのは、主務大臣という公的機関の関与を含めた一連の法的手続の下、強制的に資産評定が行われた上で、一般に公正妥当な会計処理に従って資産の評価換えをして損失計上が行われるため、評価損計上の任意性が排除されていることが重要な要素となっています。

強化法においては、計画期間の属する各事業年度（モニタリング期間）に報告義務を課しており、モニタリング期間の終了時に計画達成の測定が行われることから、主務大臣が関与するモニタリング期間に追加的に計上する必要が生じる評価損（減損損失）は、計画の遂行過程において評価換えが強制されたためのものと考えられますので、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価損の計上を行っている限りにおいては、当該期間の各事業年度において損金算入が認められ得るものと考えられます。

なお、このように、認定を受けた事業年度の翌期以降における計上が認められる前提としては、認定を受けた事業年度における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の適用に当たって、恣意性が排除されていることは当然のことと考えられます。

【Ｑ７－(4)】強化法の認定時に監査を受けていないことから、日本公認会計士協会から監査・保証実務委員会実務指針第 89 号「産業競争力強化法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い」に記載されている監査報告書の文例にあるような監査範囲の制約による限定付適正意見の監査報告書の提出を受けることとなりました。このような無限定適正意見が表明されない場合であっても、資産評価損の損金算入は認められるのでしょうか？

【 Ａ 】

認定時に財務諸表監査を受けていない事業者の場合には、認定後の最初の決算期における財務諸表に関し、期首残高に係る監査手続ができない等、監査範囲の制約を受けることがあります。日本公認会計士協会から公表されている監査・保証実務委員会実務指針第 89 号「産業競争力強化法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い」においては、このようなケースを想定して、期首における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、期末日時点に保有する棚卸資産の数量に関する十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった場合に、(期首の棚卸資産は、損益の状況に影響を与えるので) 損益計算書に計上されている利益に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった旨の除外事項が付された監査報告書の文例が示されています。この文例にある監査報告書のように、除外事項の付された根拠及び内容が上記の内容に基づくものであり、貸借対照表の期末残高についての除外事項が付されていない場合においては、主務大臣という公的機関の関与を含めた一連の法的手続の下、強制的に資産評定が行われた上で、一般に公正妥当な会計処理に従って資産の評価換えをして損失計上が行われると考えられますので、資産評価損の損金算入は認められ得るものと考えられます。

【Ｑ７－(5) 】 当社は金融機関から債権放棄を受けて経営再建を行うことを予定しています。ところで、当社は子会社に対して多額の貸付を行っていますが、当該子会社の事業用資産に多額の含み損が生じており、貸付金の相当部分が回収不能となる見込です。当社の再建に当たっては、この子会社の再建が不可欠であり、当社は子会社に対する貸付金を放棄することによって、子会社を支援する予定です。このような場合に、当社及び子会社の双方とも資産評価損の損金算入が認められるでしょうか？

【 Ａ 】

企業のグループ戦略として子会社で新事業に進出した場合等において、親会社からの借入金を源泉にして子会社が取得した資産に多額の含み損が生じてしまっていることも考えられます。親会社の抜本的再建を行うには子会社の再建が不可欠である局面において、親会社が金融機関から債権放棄を受けて経営再建を図ると同時に、子会社においても親会社から債権放棄を受けて経営再建が行われることもあるものと思われます。このように親会社及び子会社がともに、資産に含み損を抱えており、これに対応する借入金が過大な負担になって企業グループの経営を圧迫している場合には、両社が債権放棄を受けると同時に、財務内容を健全化するために資産の評価損の計上が必要となることがあります。

強化法においては、専門家の調査報告書において当該子会社の再建計画が織り込まれており、かつ、子会社が親会社と共同で申請主体となって計画を遂行することを明らかにした場合には、親会社及び子会社がともに債権放棄を伴う計画の認定事業者となり、

子会社も施行規則で求められている認定要件及び報告義務の適用を受けることとなります。このような手続を経て、親会社及び子会社がともに認定事業者となる場合には、両社ともに資産評価損の損金算入が認められる得るものと考えられます。